

# 『年間バージョンアップサービス』契約約款

## 第1条(本約款の目的)

この「年間バージョンアップサービス」契約約款(以下「本約款」といいます。)(は、クオリティソフト株式会社(以下「弊社」といいます。))が、弊社のソフトウェア製品を弊社からライセンスの許諾を受けて使用されるお客様に対し、当該ソフトウェア製品(以下「対象ソフトウェア」といいます。))に関する「年間バージョンアップサービス」(以下「本サービス」といいます。))を提供する為、必要な条件を定めることを目的とします。

## 第2条(契約の成立)

- (1) お客様と弊社との間の対象ソフトウェアに関する「本サービス」の提供契約(以下「本契約」といいます。))は、弊社に本サービスのご注文を頂いたお客様に対し、弊社が「ソフトウェア年間バージョンアップサービス約定書」(以下「約定書」といいます。))を提供した時に成立します。但し、お客様が所定の料金を支払うことを本契約成立の条件とします。
- (2) お客様が本契約の対象ソフトウェアの追加ライセンスを購入された場合には、追加ライセンスにかかる本サービスについて追加の料金が発生します。

## 第3条(本サービスの内容)

- (1) 弊社は、お客様に対し、約定書記載の期間中(以下「サービス提供期間」といいます。))、当該期間内にリリースされた、対象ソフトウェアのバージョンアップ版および修正版を提供します。
- (2) 弊社と、上記サービスの提供により、対象ソフトウェアに対し、弊社が必要と判断する仕様の変更を行うことがあります。

## 第4条(適用除外)

- (1) 弊社が対象ソフトウェアのバージョンアップ版をリリースしたときは、原則として、当該対象ソフトウェアの以前のバージョンに対する「本サービス」の提供は終了するものとします。但し、弊社は、弊社の裁量により、最新バージョンの1世代前のバージョンについて修正版の提供を行うことがあります。
- (2) バージョンアップ版および修正版のインストールと再インストール、操作環境の整備、データの入力等は、お客様の責任で行って頂きます。
- (3) ソフトウェアの操作等に関連するサポートサービスについては、弊社ではお受けできません。販売代理店様のサポートサービスに加入していただく必要があります。

## 第5条(保守サービス登録情報)

- (1) お客様は、弊社に対し、保守サービスに必要な情報(以下「保守サービス登録情報」といいます。))を登録するものとします。「本サービス」は、お客様が「保守サービス登録情報」を登録した後、これに基づき提供されます。
- (2) お客様は、「保守サービス登録事項」に変更が生じた場合は、弊社に対し、遅滞なくその変更を申請するものとします。

## 第6条(責任の制限)

- (1) 弊社は、「本サービス」の提供がお客様において一定の目的を達することを保証するものではありません。

## 第7条(免責)

- (1) 弊社は、本契約有効中といえども、天変地異その他の不可抗力の事由により、「本契約」に基づく自己の義務を履行できない場合には、その責めを免れるものとします。
- (2) 弊社は、「本サービス」の提供以外には一切の義務及び責任を負わないものとします。弊社は、いかなる場合にも、弊社の責に帰すことのできない事由に基づく損害、特別な事情に基づく損害、間接損害、逸失利益並びに事業機会の喪失、データの損壊または逸失に基づく損害については、たとえその損害の発生の可能性を知らされていた場合であっても、一切責任を負いません。また、「本サービス」の提供に関して弊社がお客様に対し損害賠償義務を負担する場合、弊社の損害賠償額の総額はその請求原因の如何に関わらず、当該請求原因の発生時の前1年間に弊社がお客様から受領した「本サービス」の料金を限度とするものとします。

## 第8条(サービス提供期間及び更新)

- (1) サービス提供期間は、本契約の成立日のいかに関わらず、第(4)項に定める「本サービス開始日」から「本サービス終了日」までの期間(以下「初回対象期間」といいます。))とします。
- (2) 前項の規定に関わらず、初回対象期間満了日の1カ月前までに、お客様または弊社から、相手方当事者に対し、「本契約」を更新しない旨の意思表示されない限り、「本契約」に基づく「本サービス」の提供期間(以下「本サービス提供期間」といいます。))は更新されてさらに1年間継続するものとし、その後も同様とします。但し、「本サービス提供期間」の更新は、お客様による所定のサービス料金のお支払いがなされていることを条件とします。なお、弊社は、「本サービス提供期間」の満了日の約2カ月前に、お客様に対し、期間満了のご案内を差し上げます。
- (3) お客様は、弊社に対し、「本サービス提供期間」の満了日までに、「本サービス提供期間」を満了日の後1年後又は、複数年にわたって延長する旨の申込みをすることができます。「本サービス提供期間」の満了日後にかかる延長の申込みを行った場合は、最後の「本サービス提供期間」の満了日の翌日をもって延長の申込みにかかる「本サービス提供期間」の開始日とします。例えば、ある年の9月30日が最後の「本サービス提供期間」の満了日であり、お客様が延長の申込みを同年12月1日行った場合、延長の申込みにかかる「本サービス提供期間」は、同年10月1日より開始したものとみなされます。この

場合、お客様は、弊社に対し、同年10月1日以降の「本サービス」の料金を支払うことになります。

- (4) 「本サービス開始日」とは、対象ソフトウェアのパッケージのお客様に対して出荷した月の翌月1日をいい、「本サービス終了日」とは、「本サービス開始日」から1年を経過する日をいいます。
- (5) 対象ソフトウェアの追加ライセンスにかかる「本サービス」提供期間は、お客様が弊社から最初に許諾を受けた当該対象ソフトウェアのライセンスにかかる「本サービス提供期間」の満了日をもって満了するものとします。

## 第9条(本サービス料金)

- (1) お客様は、弊社に対し、「本サービス」の料金(以下「本サービス料金」といいます。))を一括して支払うものとします。
- (2) いかなる場合にも支払い済みの「本サービス料金」は返金されません。
- (3) 「本サービス」の提供を受けることを終了したお客様が、再び「本サービス」の提供を受ける場合には、お客様は、弊社に対し、「本サービス」の提供を受けることを終了した日から、再び「本サービス」の提供を受けることを開始した日までの期間の「本サービス料金」を支払うものとします。

## 第10条(無催告解除)

弊社は、お客様が「本サービス料金」を支払う前に、お客様が次の各号のいずれかに該当した場合には、何等の催告を要せず本契約を解除できるものとします。

- (1) 差押え、仮処分、租税滞納処分、特別清算、民事再生手続、会社更生手続の開始、破産もしくは競売の申し立てを受けた場合、または、民事再生手続、会社更生手続の開始、または破産の申し立てをした場合。
- (2) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形、または小切手が不渡り処分を受けた場合。
- (3) 営業の廃止または解散の決議をした場合。

## 第11条(解除)

両当事者は、相手方が「本契約」(「本約款」を含みます。))の債務を履行しない場合は、相手方に催告するものとし、催告したにも関わらずなお履行されないときは、文書による通知をもって「本契約」を解除することができるものとします。

## 第12条(個人情報)

弊社は、お客様への「本サービス」の提供に関連して知り得たお客様またはお客様の取引先が保有する個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報(他の情報と容易に照合することができ、これにより当該個人を識別することができることとなる情報を含みます。以下「個人情報」といいます。))を弊社の個人情報保護に関する規則に基づき取り扱います。

## 第13条(サービス内容の改定)

弊社は、お客様に通知することなく、第3条に定める「本サービス」の内容を変更できる権利を有するものとします。「本サービス」の最新の内容は、弊社のホームページ上に掲載するものとします。「本サービス」の内容の変更は、弊社がその変更を弊社のホームページ上に掲載した時点で効力を生じるものとします。

## 第14条(一般条項)

- (1) お客様は、「本サービス」を受ける権利を第三者に譲渡しないものとします。対象ソフトウェアの転売、贈与等いかなる事情にもかかわらず、「本契約」を締結されたお客様と対象ソフトウェアの利用者が異なる場合、弊社は「本サービス」の提供を拒否できるものとします。ただし、弊社が別途同意する場合はこの限りではありません。
- (2) 「本約款」の一部が無効または執行不能とされた場合でも、上記の条項は有効に存続するものとします。

## 第15条(協議)

「本契約」(「本約款」も含みます。以下本条において同じ。))に定めのない事項または「本契約」の解釈について疑義が生じた場合は、両当事者協議のうえ、これを解決するものとします。

## 第16条(管轄裁判)

両当事者は、「本契約」に関する訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

※本書に関するご質問は、下記へお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

クオリティソフト株式会社 法務担当  
license@qualitysoft.com